

# ヒルフェ通信(8月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



## ◆成年後見事件の概況(令和4年1月～12月)

本年も、令和4年1月～12月の成年後見事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)が出ております。

令和4年においては、申立件数は合計では39,719件(前年39,809)で対前年比0.2%の減少となっています。後見開始の申立件数は-0.2%、補助開始が-5.1%と減少、保佐開始+0.3%、任意後見監督人選任(以下「任意後見発効」とする。)は+12.1%と増加しています。但し利用者数(成年後見・保佐・補助・任意後見)を見ますと、合計で245,087人(前年239,933)で対前年比2.1%の増加、またすべての区分でも増加となっています。

申立人と本人の関係では、相変わらず市区町村長が最も多く、9,229件で全体の23.3%を占め、次いで本人(21.0%)、本人の子(20.8%)となっております。家庭裁判所管内別総数・割合を見ますと、市区町村長申立の割合は、10%程度のところから、45%近いところまでさまざま、件数にもばらつきがあり、自治体の取り組みや方針によるものも多いように感じます。

本人の男女別・年齢別割合や開始原因、申立ての動機は、例年とほぼ同様で下記のとおりです。

- ・本人の男女割合男性43.8%、女性56.2%
- ・男性は80歳以上35.0%、70歳代28.2%、65歳以上は72.2%
- ・女性は80歳以上63.8%、70歳代19.4%、65歳以上は86.7%
- ・開始原因は63.2%が認知症、以下知的障がい(9.4%)、統合失調症(8.7%)と続く
- ・申立て動機は、預貯金等の管理・解約が最も多く31.6%、次いで身上保護24.2%と続く

成年後見人等と本人の関係については、親族以外が選任されたものが80.9%(前年は80.2%)親族が選任されたもの19.1%(前年は19.8%)と、ますます親族以外が選任されるケースが多くなっています。ちなみに、参考資料によると申立書に親族の候補者の記載がないものが76.9%なので、申立て側も、第三者に依頼したいという意識になっているのかもしれませんが。

親族以外の内訳は、司法書士36.8%、弁護士27.1%、社会福祉士18.3%、社会福祉協議会4.5%、行政書士4.5%(以下略)となっています。行政書士は、平成23年に「その他」から「行政書士」と別に表記されてから、その件数・割合を少しずつ伸ばしてきました。総務省からの通知文がまた追い風になるかと思いますが、件数を増やすだけでなく、積み上げてきた信頼や実績を大切に今後も研鑽を積んで参りましょう。

(※ %表示はすべて「約」を省略しています。)

成年後見人等と本人の関係について  
行政書士が選任されたものの推移  
(親族以外の選任の内訳より)

	件数	割合(%)
H23	704	掲載無し
H24	829	〃
H25	864	〃
H26	835	〃
H27	822	〃
H28	799	〃
H29	893	〃
H30	942	3.4
R1/H31	976	3.5
R2	1,059	3.6
R3	1,301	4.1
R4	1,427	4.5

## ◆成年後見制度利用促進ニュースレター第32号が発行されました

6月8日付にて、厚生労働省から成年後見制度利用促進ニュースレター第32号が発行されております。第二期成年後見制度利用促進基本計画 2年目を迎えて、中核機関の整備推進状況のほか、「成年後見はやわかり」サイトの案内などが掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001105316.pdf>

## ◆東京都行政書士会館リノベーション(改築)工事完了に伴う移転について

標記改築工事が完了いたしましたので、8月1日より新会館に事務局を移転しております。会館においでになる際はご注意ください。

新会館所在地: 〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 東京都行政書士会館